指定管理者制度導入施設における
モニタリング総括評価の評価基準について

モニタリング総括評価は、毎年度終了後、事業報告書の内容、利用者アンケート調査及び実地調査の結果を踏まえ、指定管理者による管理業務が協定書、基準書等に基づき適正かつ確実に履行されたかどうか、また安定的かつ継続的な管理が可能な状態にあるかどうかなどを、下記の基準に基づき、指定管理業務総括評価票により、指定管理者自身による自己評価と担当課による担当課評価を実施します。

1. 評価項目の評価基準

Ｓ　協 定 書、基準書等の遵守等に加え、より優れたサービスが提供されている。
Ａ　協定書、基準書等の沿った適切なサービスが提供されている。
Ｂ　概ね、協定書、基準書等に沿ったサービスが提供されているが、一部に課題がある。
Ｃ　協定書、基準書等に沿ったサービスについて改善すべき点が多数ある。

2. 総合評価の評価基準

Ｓ　評価項目が全てA以上かつ半分以上がSである。
Ａ　評価項目が全てA以上である。
Ｂ　評価項目にBが含まれている。
Ｃ　評価項目にCが含まれている。